

確定申告のお知らせ

確定申告または住民税申告が必要な人とは?

◆年末調整をしていない方

年の途中で退職し、再就職後も前職分を含めて年末調整をしていないなど。

◆年の途中で退職し、その後勤めていない方

還付申告で所得税が戻る場合があります。

◆医療費を自分自身や家族のために支払った方

平成18年1月1日～12月31日に支払った医療費から入院費給付金や出産育児一時金などを差し引いた額が、10万円か所得の5%のいずれか少ない方を上回る場合、医療費控除が受けられます。税金を計算する上での控除ですので、病院の窓口で支払った医療費が戻ってくるわけではありません。

◆家を新築や購入、増改築した方

6カ月以内に住むなど、一定の要件に当てはまるときに、借入金等の年末残高の合計額等を基として計算した金額を所得税額から控除するものです。この控除は所得税のみの減税措置です。

◆生命保険等の満期返戻金などがあった方

受け取った保険金の総額から、すでに払い込んだ保険料等の必要経費を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた金額が、一時所得となります。

◆自営業、家賃・地代収入、譲渡所得などのあった方

確定申告等が必要な場合があります。保険の外交員など報酬の支払調書をもっている方は、必要経費を申告しなければなりません(家内労働の特例という制度もあり)。

◆非課税収入(障害年金、遺族年金、傷病年金、労災保険、失業保険など)のみの方で、石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者自立支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方等

住民税申告が必要です。

申告をしないとどうなるの?

扶養控除などさまざまな控除が受けられずに、税金を納めすぎる結果となったり、申告期限・納期限を過ぎると延滞税など課される場合があります。

また、国民健康保険税や介護保険料、保育所の保育料などの算定ができなくなったり、高く課されてしまう場合があります。そのほか所得証明や課税証明などが発行できない場合もあります。

申告はいつまでに?

原則として2月16日から3月15日までの間に申告と納付を済ませなければなりません。

このほかに、住民税申告*が必要な場合があります(所得税の確定申告書を提出された方は、住民税の申告の必要はありません)。

※市・道民税の計算の基礎になります

お願いします

- 税金のことでお問い合わせの際は「どなたのいつの収入の種類・収入の金額など」を明確にしてください
- 窓口で直接来られるときは、収入を証明するもの(給与・パート・アルバイト・年金受給者の方なら源泉徴収票、保険の外交員なら報酬・一時所得・雑所得の支払調書など)や控除の証明書など、申告に必要なと思われる書類もできるだけ持参してください



確定申告に必要なもの

- 印鑑(認め印で可、スタンプ印は不可)
- 源泉徴収票等、平成18年分の収入を証明するもの(確定申告には勤務先、社会保険庁などから発行される源泉徴収票の原本が必要)
- 生命保険、損害保険料控除証明書
- 国保・社保の任意継続などの領収書
- 国民年金保険料控除証明書など(国民年金保険料等の控除を受ける場合)
- 預金口座が分かる通帳など(所得税の還付がある方)
- 障害者手帳等または認定書(本人または配偶者、扶養親族が障がい認定を受けている方)
- 支払った医療費の領収書など(入院費給付金や出産育児一時金など医療費から差し引かれる金額があれば分るようにし、掛かった人・病院ごとの医療費の合計金額を計算して持参)
- 住宅借入金等特別控除に関する書類

札幌北税務署出張申告受付日程

昨年まで花川南・北コミセン両会場にて行っていましたが、本年から税務署の事情により花川北コミセンのみとなりました。なお、開催日は2日間から3日間へ変更となります。

- コミセン開場時間 9:15～ ※1階ロビーにてお待ちください
- 受付時間 午前の部/10:00～11:30 午後の部/13:00～16:00

初日は混雑が予想されますので、ご了承ください。

日程	申告会場	受け付けするお住まいの住所	受け付けする収入の種類など
2/6(火)	花川北コミセン 1階ホール	市内全地区	●給与所得 ●一時所得 ●住宅借入金等 ●年金所得 ●事業・不動産所得 特別控除 (住宅ローン控除)
2/7(水)			
2/8(木)			

申告受付日程

受付時間 ●午前の部/10:00～11:30(市役所・支所は9:15～) ●午後の部/13:00～16:00

日程	申告会場							受け付けするお住まいの住所										受け付けする収入の種類		
	市役所ロビー	花川北コミセン	花川南コミセン	八幡コミセン	弁天会館	厚田支所	浜益支所	本町・親船地区	右岸地区	生振地区	花畔・新港地区	緑苑台・花川東地区	花川北1条～3条	花川北4条～7条	花川南1条～5条	花川南6条～10条	樽川地区	給与所得	年金所得	一時所得
2/1(木)			●					ハガキの受付通知日が1日の方										住民税申告	●	
2/2(金)			●					ハガキの受付通知日が2日の方											●	
2/6(火)		○						ハガキの受付通知日が6日の方											●	
2/7(水)		○						ハガキの受付通知日が7日の方											●	
2/8(木)		○						ハガキの受付通知日が8日の方											●	
2/13(火)					●			ハガキの受付通知日が13日の方											●	
2/14(水)				●				ハガキの受付通知日が14日の方											●	
2/16(金)～3/15(木)(土日除く)	●					●	●	市内全地区										●		
2/19(月)～2/28(水)	厚田区・浜益区の出張申告会場・日程は、別記日程表をご覧ください																●			

- ※●印の日は石狩市役所が申告会場を設けます。 ※○印の日は札幌北税務署・石狩市役所で申告会場を設けます。
- 上記申告会場の所在地 ●市役所(花川北6条1丁目30-2) ●花川北コミセン(花川北3条2丁目198-1) ●花川南コミセン(花川南6条5丁目27-2) ●八幡コミセン(八幡2丁目332-12) ●弁天会館(本町9-1) ●厚田支所(厚田区厚田18-1) ●浜益支所(浜益区浜益2-3)
 - ハガキで通知があった方は、指定された日時にお越しください。
 - 事業(営業など)・不動産・譲渡所得や住宅借入金等特別控除に係る申告は、受け付けできませんので、札幌北税務署(札幌市北区北31西7)で申告してください。なお、自書申告にて提出される方は、記入済の確定申告書等を市がお預かりし、札幌北税務署へ引き継ぎます。専用の箱を用意しますので、その箱に投函願います(市役所のみ。支所は、担当へ申し出願願います)。
 - 市役所ロビー以外に申告会場を設ける日(2/1～2/14)は、市役所ロビーでは申告を受けられませんのでご注意ください。

浜益区内出張申告受付日程表

地区名	受付日	会場	受付時間
川下 柏木	2/22(木)	川下コミセン	9:30～11:30
		柏木コミセン	13:30～15:30
実田 毘砂別	2/23(金)	実田会館	9:30～11:30
		毘砂別会館	13:30～15:30
送毛 濃昼	2/26(月)	送毛会館	9:30～11:30
		濃昼会館	13:30～15:30
群別 幌	2/27(火)	群別自治会館	9:30～11:30
		幌会館	13:30～15:30
千代志別	2/28(水)	千代志別会館	9:30～11:30
床丹		床丹会館	13:30～15:00

厚田区内出張申告受付日程表

	会場	午前の部	午後の部
2/19(月)	聚富会館	10:00 } 11:30	13:00 } 16:00
2/20(火)			
2/21(水)			
2/22(木)	望来会館	10:00 } 11:30	13:00 } 16:00
2/23(金)			
2/26(月)	古潭会館		
2/27(火)			

問合せ・ご相談

- 申告や住民税の課税について
税務課市民税担当 ☎72-3119 zeimu@city.ishikari.hokkaido.jp
- 国民健康保険税の領収書を紛失した場合の発行先
国民健康保険課 ☎72-3123 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

- 介護保険料の領収書を紛失した場合の発行先
介護保険課 ☎72-6121 kaigo@city.ishikari.hokkaido.jp
- 障害者手帳等・障害者控除認定書について
福祉生活課 ☎72-3194 fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp
- 国民年金保険料の控除証明書等について
札幌北社会保険事務所国民年金第二課 ☎011-717-4116